令和６年度池田町教育委員会教育行政執行方針

令和６年第１回池田町議会定例会第１回定例会議の開会に当たり、池田町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

Ⅰ　はじめに

今日、情報化やグローバル化の進展など急速に進む社会の変化とともに、価値観やライフスタイル、ワークスタイルが変容し、様々な課題に対して、これまでの知識や経験値だけでは対応できない予測困難な時代となっています。

こうした中、子どもたちが様々な困難を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくためには、学校教育の場において、自らの良さや可能性を認識し、自己肯定感を高めながら、すべての人を価値ある存在として尊重し協働しながら、持続可能な社会の創り手としての成長に必要な資質・能力を育んでいくことが求められています。

Ⅱ　教育行政に臨む基本姿勢

こうした認識の下、教育行政に臨む基本姿勢について申し上げます。

次代を担う子どもたちが、社会の変化に主体的に向き合いながら、未来を切り拓いていく力を身に付けていくことができるよう、池田町教育ビジョンの「進取」、「ふるさと」、「共生」の理念の下、学習指導要領で示されている観点を踏まえ、人格の完成を目指す教育の「不易」を基盤として、時代とともに変化する「流行」を的確に捉えながら学校教育活動を推進します。

Ⅲ　重点政策の展開

次に、教育行政に臨む基本姿勢に基づき、令和６年度の重点政策について申し上げます。

１　子どもたち一人一人のよさや可能性を引き出す教育の推進

第一は、「子どもたち一人一人のよさや可能性を引き出す教育の推進」です。

子どもたちが、変化の激しい時代の中で自立し、たくましく生き抜いていけるよう、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させるとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を活かし多様な人々との協働を促していく教育の充実が重要です。

このため、学校における指導体制の充実に向けては、小・中学校で町独自の学級編制を実施するとともに、教員加配を活用しながら学習面・生活面な

どへのきめ細かな対応や習熟度別指導に取り組みます。

また、「全国学力・学習状況調査」の分析・検証結果を学校全体で共有し、ＩＣＴ等も活用し子どもたち一人一人の特性や学習進度等に応じた「個別最適な学び」とともに、同じ環境の中でお互いの考え方等に触れ刺激し合うことで深まる「協働的な学び」を組み合わせた教育活動に取り組みます。

本町の子どもたちは全国調査で「自己肯定感」が低い傾向にあることから、「特別の教科道徳」において、公開授業や学校教育指導等を通して道徳教育の充実を図り、自他を尊重する態度や規範意識、協調性などの育成に努めます。

教育的な支援が必要な子どもたち一人一人の教育的ニーズを踏まえ、「個別の教育支援計画」の活用を図るとともに、管理職員や特別支援教育コーディネーター等を中心とした校内支援体制の充実を図ります。

子どもたちの体力・運動能力・運動習慣等については、全国調査や学校独自に実施する新体力テストの調査結果を分析・検証し、運動やスポーツを通じて体力等の向上を図る授業改善に取り組みます。

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭による食育指導に取り組むとともに、地元食材を活かした安全・安心な学校給食の提供を通して子どもたちの健やかな成長を支えます。

２　学びを保障し質を高める環境づくり

第二は、「学びを保障し質を高める環境づくり」です。

子どもたちが、義務教育９年間を通じて安全・安心に学び、社会で求められる資質・能力を身に付け、自身の存在意義を自覚しながら現在から将来に向けた自己実現を図っていくことができる教育環境の充実が重要です。

このため、小中一貫教育については、すべての教職員が参加する６つの検討部会において、令和７年度の導入・推進に向け、義務教育９年を見通した系統性のある教育課程や教科指導等の実践的な検討を進めます。

また、ＩＣＴに関する専門的知識を持った技術者の活用を図り、一人一台端末の効果的利用による興味・関心を高める授業改善に取り組むほか、課題である家庭での学習時間を確実に確保するなど、生活リズムの改善に向けた啓発を行います。

教員免許更新制の発展的解消に伴い、令和５年度から開始された「新たな研修制度」については、教員が主体的かつ継続的な学びにより、効果的・効率的に専門職性を高め、その成果が子どもたちに還元できるよう取組を進めます。

いじめについては、全国調査において「いじめはどんな理由があってもい

けない」と考える児童生徒の割合が低下傾向にあることを踏まえ、「池田町いじめ防止基本方針」に基づく組織体制等の充実を図ることはもとより、児童理解交流会や生徒指導交流会、進路指導等を通じて、望ましい人間関係を築いていく生徒指導に取り組みます。

不登校傾向にある児童生徒に対しては、学校や家庭等の連携を密接に図り、ＩＣＴ等も活用しながら健やかな学びの保障に努めます。

また、スクールカウンセラーの活用等による相談体制の充実を図るなど、いじめの未然防止、早期発見・早期解決に取り組むとともに、学校や関係機関等とも連携し、児童生徒の問題行動に対する適切な対応を図ります。

気候の変化に伴う暑さ対策については、北海道教育委員会の「危機管理マニュアル」を参考に適切な学校運営を推進するとともに、夏季休業日の延長を検討します。

フッ化物洗口については、むし歯予防手段としての安全性等に対する保護者の皆様の理解を得ながら多くの児童の参加に努めるとともに、学校における円滑な実施方法について検討します。

学校における働き方改革については、「学校における働き方改革推進委員会」において「池田町アクション・プラン」に登載された取組の検証を行った上で必要な改善を図るとともに、教職員の負担感をできる限り軽減する方策を検討するなど、ゆとりを待って「子どもと向き合う時間」が確保できる環境づくりに取り組みます。

また、教職員が健康で学校教育活動に専念できるよう、ストレスチェックへの参加率１００％を目指し啓発を行います。

学校部活動の地域移行については、国のガイドラインを参考にしながら、「池田町学校部活動地域移行検討協議会」の議論を踏まえ、これまでの部活動顧問による指導体制から、地域の実情に応じ子どもたちが継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる持続可能な環境整備の検討を進めます。

３　地域と歩む持続可能な教育の推進

第三は、「地域と歩む持続可能な教育の推進」です。

学校や家庭、地域、行政が連携し、子どもたちの発達段階における課題の解決に向けた取組を通して、学びの場を学校から地域社会にも広げるとともに、主体的な地域社会の担い手となる子どもたちの成長を支えることが重要です。

このため、「コミュニティ・スクール」については、保護者や地域の方々の意見を学校運営に反映し、学校教育活動に地域の教育資源の効果的な活用を図ります。

小学校において、地域の方々の協力を得て稲作体験学習や森林体験学習などに取り組み、ふるさとの産業や豊かな自然環境等を学ぶ機会の充実に努めます。

沖縄県読谷村への小学生道外派遣研修事業については、歴史・文化や気候風土等の異なる地域を訪れ、ふるさとの良さの再発見や我が国の歩んできた歴史などを学習する機会を提供するとともに、読谷村からの小学生受入れ交流については、関係者とも実施方法等の検討を進めます。

小学生に対する「わんぱく体験塾」や「通学合宿」については、多くの子どもたちが交流できる場となるよう取組を進めるほか、スポーツ活動や体験学習を行う「放課後子ども教室」、地域のボランティア等の協力による「学び塾」を実施します。

子どもたちをはじめ、町民の皆様の文化芸術への関心を高め、豊かで潤いのある生活の充実に向けて、ＮＨＫ交響楽団のメンバーなどによる演奏会を開催するほか、指定管理者とも連携しながら文化芸術の振興に努めます。

生涯にわたり、それぞれの興味や目的に応じてスポーツに親しみながら健康の保持や体力向上、協働意識の醸成等に向けて、地域対抗スポーツ大会を開催します。

カーリングについては、施設の適切な維持管理に努めるとともに、関係者の協力を得て授業での競技体験や子どもカーリング大会等を実施します。

文化芸術活動の拠点である田園ホールについては、子どもたちや町民の皆様など利用する方々の視点に立った運営や活動の場づくり、効果的な文化芸術活動に向け、ロビーやオークプラザ、舞台照明の改修等を進めます。

スポーツの活動拠点である総合体育館については、利用者目線に立った環境づくりに取り組みます。

町民の皆様が豊かで潤いのある生活を送るとともに、持続可能な地域づくりや生涯を通じ学ぼうとする意欲に応えるため、手軽に本に親しむことができる「電子図書館」の円滑な運用を図るとともに、利用する方々からのご意見等を活かした図書館運営に努めます。

池田町郷土資料館については、子どもたちがふるさとの歴史を知り、将来を考える施設として授業での活用を図るなど、施設の利用促進を図ります。

学校プールについては、水泳授業での利用はもとより、一般開放により町民の皆様が水に親しめる場の提供に努めるほか、幼児・小学生・大人を対象にした水泳教室を実施します。

「遊ゆう大学」については、在校生からのアンケート等を参考に講師の選定も含め授業内容を工夫するなど、町民の皆様が生き生きと元気に活動できる場としての充実を図ります。

以上、令和６年度に取組を進める重点政策について申し上げました。

Ⅳ　むすび

令和５年度、本町の子どもたちはスポーツや文化芸術活動で全道・全国大会に出場するなど、目覚ましい活躍を見せてくれました。

子どもたちが元気に生き生きと学校生活を送る姿は、地域に喜びと活力を与え、未来への明るい兆しとなります。

一方で、子どもたちを取り巻く課題は複雑化・多様化し、教育現場だけで解決することが難しい現状にあり、学校関係者や教育行政に携わる者のみならず、地域の方々すべてが子どもたちの成長に関わり、それぞれの立場で役割を果たしながら支え育んでいく必要があります。

教育委員会として、子どもたちが成長していく過程に責任と使命を持ち、「教育活動のすべては子どもたちのためにある」との思いの下、義務教育終了時１５歳の目指す子ども像を保護者の皆様や地域の方々と共有し、令和７年度から導入する小中一貫教育の進捗状況を見極めながら、令和１０年度以降の池田町教育の新たな将来像となる小学校の学年の一部を中学校に移行する「義務教育学校（施設分離型）設置ビジョン～いけだモデル～」の策定に向けた具体的な協議を進めます。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針とさせていただきます。